（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第259条　ガソリンを燃料とする原動機付自転車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素及び炭化水素の発散防止性能に関し保安基準第61条の３第２項の告示で定める基準は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の原動機付自転車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定するものとする。ただしプローブを60cm程度挿入して測定することが困難な原動機付自転車については、外気の混入を防止する装置を講じて測定するものとする。以下この項において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0%、炭化水素については100万分の1,600を超えないこととする。

２　前項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

３　内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の３第４項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

４　原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の３第５項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をｇで表した値（炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）が2.0を超えないものでなければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

５　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の３第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

（尾灯）

第262条　（略）

２　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　尾灯は、その照明部の中心が地上２ｍ以下となるように取り付けられていること。ただし、座席の地上面からの高さが500㎜未満の原動機付自転車（次に掲げるものを除く。）に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上１ｍ以上、２ｍ以下となるように取り付けられていること。

イ　またがり式の座席を有する原動機付自転車

ロ　二輪の原動機付自転車

三～六　（略）

３　（略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第259条　ガソリンを燃料とする原動機付自転車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素及び炭化水素の発散防止性能に関し保安基準第61条の２第２項の告示で定める基準は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の原動機付自転車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定するものとする。ただしプローブを60cm程度挿入して測定することが困難な原動機付自転車については、外気の混入を防止する装置を講じて測定するものとする。以下この項において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0%、炭化水素については100万分の1,600を超えないこととする。

２　前項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の２第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

３　内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の２第４項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

４　原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の２第５項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をｇで表した値（炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）が2.0を超えないものでなければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

５　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の２第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

（尾灯）

第262条　（略）

２　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一　（略）

二　尾灯は、その照明部の中心が地上２ｍ以下となるように取り付けられていること。

三～六　（略）

３　（略）